

令和8年6月1日

保護者 様

早島町立早島小学校
校長 高尾 基嗣

異常気象発生時の処置について

向暑の候、皆様にはますますご清栄のことと存じます。平素より、本校教育の推進につきましては格別のご理解とご支援を賜り、厚く感謝いたします。

さて、令和8年5月29日より気象の警報などの表記が変わりました。警報などの情報名に「レベル」が付記されます。4月に配信した文書と大きく変わるものではありませんが、異常気象発生時には、次のように児童の安全を確保したいと考えていますので、ご家庭でもご協力くださいますようお願い申し上げます。

特別警報・暴風警報・レベル3大雨警報

午前7時の時点で、早島町に特別警報（全て）・警報（暴風・レベル3大雨）のいずれかが発令されているときは、臨時休業日とします。

【なお、次のことにもご配慮ください。】

- (1) 注意報発令時は、原則として通常通り登校します。
- (2) 特別警報や暴風警報・レベル3大雨警報以外の警報(大雪など)発令時には、原則として通常通り登校しますが、状況により自宅待機とする場合があります。その時は学校から「すぐーる」を使って連絡します。

※学校からの連絡がない場合は、通常通り登校してください。

- (3) 登校後警報が発令される場合もあります。そのときは状況に応じて早く帰宅することもあります。異常気象が発生する恐れのある日は、特に学校からの連絡が取れますようご留意ください。家の鍵を持たせる等、お子様と相談しておかれることもお勧めします。
- (4) 臨時休業日の翌日は通常の授業をします。翌日の準備物等につきましては、「Google Classroom」にて、連絡させていただきます。

【注意】

- ◆早島町に警報が発令されているかどうかは、
テレビ局の警報・注意報発令情報
インターネットの気象庁の市町村別の警報・注意報発令情報等でご確認ください。